

仕様書

自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

1 自動販売機の仕様

(1) 使用許可期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

ただし、必要性や使用状況を勘案して支障がないと市長が認める場合は、公募条件を変更しないことを前提に、最大2年間更新することができます。

(最長使用許可期間3年間)

(2) 種類

フルサービス方式

*省エネ・環境配慮型（ノンフロン・ヒートポンプ機等）

(3) 大きさ

設置面積は（使用済み容器回収ボックスを含む）は、概ね面積内に収まる大きさとする。また、商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。

2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 自動販売機の設置

① 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準を準拠した転倒防止措置を講じること。作業当日の段取りについては、事前に甘木地域センター（TEL0946-22-2117）と調整すること。また、コンセント口ひとつに対して、差込プラグひとつとすること。

② 使用にあたっては、販売手数料、行政財産使用料を納付すること。

また、設置に伴う電気料及びその他経費負担等については設置者の負担とする。

③ 設置場所については、別添資料「貸付箇所」を確認すること。

④ 使用許可期間終了後、速やかに自動販売機を撤去すること。

(2) 電気メーター（電力使用量計測用子メーター）の設置

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。設置にかかる費用は設置者の負担とすること。

(3) 管理運営

① 食品衛生について、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収及び設置場所の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、甘木地域センター施設管理者（TEL0946 - 22 - 2117）の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 流通経路が寸断するなど、飲料水の確保が困難な災害時に朝倉市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

(4) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、BIN、紙パック等の密閉式の容器とすること。
(カップ式は不可)
- ③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。